

### ■第334回食品安全委員会

日時：平成22年6月3日（木）14：00～15：17

傍聴者：37名

議事概要：

#### （1）食品影響評価に係る補足資料の提出に関するリスク管理機関からの報告について

##### 1）高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について

・厚生労働省から報告。委員長から、事務局に対しては、これまでの調査審議の継続性を担保しつつ、多角的な審議を効率的に進められるよう今後審議の進め方について、早急に検討するよう、また厚生労働省に対しては、体内動態の試験結果などの提出についても、引き続き協力してほしい旨発言があった。

#### （2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

##### ○農薬 2品目

##### 1）フルフェナセット

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会において審議することとなった。

\*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ばれいしょ等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

##### 2）ヨウ化メチル

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会において審議することとなった。

\*殺虫剤で、メロン、トマト、くりに使用し、しょうが等への適用拡大申請がされています。

#### （3）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

##### 1）「鶏コクシジウム感染症（ネカトリックス）生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン（N e c a）の再審査」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の見上委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\*鶏コクシジウム症の発症抑制を目的とした鶏用の生ワクチンです。

##### 2）「牛クロストリジウム感染症5種混合（アジュバント加）トキシイド（“京都微研”キャトルウィーン-C15）の再審査」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の見上委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

\*牛クロストリジウム感染症による気腫疽、悪性水腫などの予防を目的とする牛用のトキシイドワクチンです。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 添加物「ピロリジン」に係る食品健康影響評価について

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

\*ラディッシュ、チーズ、コーヒー、とうもろこし、麦芽、ホップ油等の食品中に存在する成分です。欧米において、チューイングガム、ソフト・キャンデー類、焼菓子、朝食シリアル類、冷凍乳製品類、清涼飲料等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

2) 動物用医薬品「アセトアミノフェン」に係る食品健康影響評価について

・「アセトアミノフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

\*豚の細菌性肺炎の解熱を目的として使用されます。

3) 動物用医薬品「アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤（アレンジャー10、アレンジャー30）」に係る食品健康影響評価について

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

\*豚の細菌性肺炎の解熱を目的として使用されます。

4) 動物用医薬品「豚インフルエンザ・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（フルシユア ER）」に係る食品健康影響評価について

・「本製剤が、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。

\*豚インフルエンザの発症防御と豚丹毒の予防を目的とする豚用の不活化ワクチンです。

5) 遺伝子組換え食品等「THR-No. 1株を利用して生産されたL-トレオニン」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

\*栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等に使用される食品添加物です。

(5) 食品安全委員会の5月の運営について

・事務局から報告。

(6) 食品安全関係情報（5月10日～5月21日収集分）について

・事務局から報告。

(7) その他

・農薬専門調査会の運営体制に関する事項について事務局から報告。